

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス:タイの資本規制強化策に対する中国責任論への評価

12月18日、タイ中央銀行は急速なバート高圧力を抑制するために短期資本流入に対する規制策を発表した。その後の株価の急落などを受けて、翌日には規制の一部が撤回された。この動きは、1997年のタイに端を発したアジア通貨危機から10年ということもあって、アジアの通貨制度巡る様々な議論を引き起こすことになったが、中国業務に携わるものとして気になるのはこの中で聞かれることの多かった中国責任論である。

この資本規制強化策は下表のとおり、金融機関は外貨買からバートへの交換の際に持込み外貨の30%を無利子の準備金として最低1年中銀に積み立てなければいけないというもので、投資者としてはコスト高になる。先行事例としては1991年にチリで導入されたホットマネー流入策“ENCAJE(エンカヘ)制度”があり、評価は分かれるものの資金流入の長期化には一定の成果があったとされているものだ。しかし、今回のタイの施策については、実態的な経済への影響は限定的ながらも、株価の急落を招いたこと、これを受けて政府が政策を撤回したことなどから、市場との対話を欠いた対応であった等の批判が聞かれるものとなっている。

さて、中国責任論である。その代表的なものは、Financial Times紙(2006.12.19)の社説で、今回の事件の本当の解決策はバンコクではなく、北京にあるとしている。9月のタイのクーデター以降も経済へ強い期待感が続き、資本流入が急増し、タイバートは9年来の最高値を更新した。バート急騰による輸出競争力低下への懸念から中央銀行は今回の規制を導入したというのだ。そして、本質的な解決策としてはアジアにおける為替相場の歪みを調整する必要があるのだが、多くのアジア諸国がより柔軟な為替政策を採る中で、貿易におけるタイの最大の競合者である中国は為替相場を調整していない。中国が人民元を実質的にドルにペッグする中で、アジアの競合国は通貨を上昇させることができないのであるとした上で、「不幸なことにこの問題に対してバンコクでできることは殆どないだろう。なぜなら、あの強力な米国ですら中国の方針を変えさせることはできなかったのであるから。」と締めくくっている。

The Economist誌(2007.1.6)は、もう少し精緻な分析を展開している。資本流入とバートの急速な上昇の中で、タイはバート上昇による輸出競争力の低下を選ぶか、バート相場安定とそのための介入による国内流動性の過剰か、という問題に悩まされたとしている。この中で導入された今回の施策はタイ金融当局に対する信任に疑問を呈させるものとなったが、これとは異なり中国は資本移動を厳格に管理する手法で対応し、人民元相場を安定させている。このことが他のアジア諸国の競争力に影響を及ぼしているが、多くのエコノミストは人民元の上昇がアメリカの貿易赤字削減に効果がないことは十分に認識しているとしている。また、同誌は今回のアジアの問題、10年前と異なり海外資本が“流出”するのではなく“流入”することの背景は国際流動性(ここでは米国のマネタリーベース+グローバルでの外貨準備)の増加であると見ているようだ。そして、この動きによりアジア諸国の資産価格の上昇が実態から乖離しバブルとなれば問題であるが、現状はその状態には達していないのではないかとしている。

さて、中国である。上記からは中国の厳格な資本管理が一応の成果を見ていること、人民元を大幅に上昇させないことを、米国を含め内外に認知させていることが見て取れる。それでは我々実務の現場を混乱させる新たな資本管理策等の導入はあるだろうか。実は本稿 2006.815 号で既に見たとおり、人民銀行はその四季報のコラムでチリの採った“エンカヘ”制度とその効果について実に詳細な言及をしているのである。しかし、その結論部では、最近の中国の国際資本移動増加の大部分は貿易取引によるもので短期的な投機資金は一部に過ぎないとしている。これに今回のタイの経験を踏まえると少なくとも類似の施策は導入されないといえそうだ。

発表されたタイの資本規制のポイント

- ・ タイ国内の金融機関は外貨の買い取り・バートの売却を行う為替取引に際し、持ち込まれた外貨の30%を無利子の準備金として最低1年間で中銀に積み立てなければならない。
- ・ 当該準備金を1年以内に引き出す場合には、準備金の3分の2のみ返還可能。
- ・ 財・サービス取引、居住者による海外投資の利益送金、直接投資については規制の対象外

(出所)三菱東京UFJ銀行 経済調査室 経済情報 06.12.21「タイにおける資本取引規制の評価と今後の展望」

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●2006 年貿易黒字 史上最高の 1,775 億米ドル

税関総署が 11 日発表した貿易統計によると、2006 年の貿易黒字は史上最高の 1,775 億米ドルを記録した。輸出入総額は前年比 23.8% 増の 1 兆 7,607 億米ドルで 5 年連続 20% 以上の伸びを示した。輸出は同 27.2% 増の 9,691 億米ドル、輸入は同 20.0% 増の 7,916 億米ドルとなったが、伸び率では輸入は前年比 2.4 ポイント増加する一方、輸出は 1.2 ポイント減少した。

貿易額を相手国・地域をみると、EU、米国、日本の順でそれぞれ 2,000 億米ドルを超え、次いで香港、アセアン諸国、韓国、台湾がいずれも 1,000 億米ドルを超えた。輸出品目別では機械設備、電機・電子製品が輸出全体の 56.7% を占める 5,494 億米ドル、アパレルが 951.9 億米ドル、織物が 488 億米ドルとなっている。輸入品目別では工業完成品の増加が著しく、6,044.7 億米ドルに上った。なお 2007 年の輸出入額は 2 兆ドルを超える見通し。

2. 産業

●2006 年自動車生産・販売台数 世界第 2 位に

中国自動車工業協会が 11 日発表した統計によると、2006 年の中国の自動車生産・販売台数は共に 720 万台を超え、米国に次ぐ世界第 2 の市場となった。生産台数は前年比 27.3% 増の 727 万 9,700 台、販売台数は同 25.1% 増の 721 万 6,000 台。うち、乗用車の生産は同 39.3% 増の 386 万 9,500 台、販売は同 37.0% 増の 382 万 8,900 台となっている。

●自動車の輸出秩序を規範化

商務部、国家発展改革委員会、税関総署等 5 部門が共同で 9 日、「自動車輸出秩序を規範化することに関する通知」を発表。即日実施された。

完成車(乗用車、商用車、車体、ノックダウン部品を含む)に対する輸出許可証管理、自動車メーカーに対する輸出资質管理、自動車輸出経営企業に対するメーカーからの授權経営の管理を実施するもの。

商務部によると、ここ数年零細規模の自動車輸出経営企業が急増する中、自動車の品質やアフターサービスの問題が顕在化している。また輸出先がアジア、アフリカ、中東、南米といった発展途上国に集中しているため、輸出企業の低価格競争も深刻化している。こうした背景から輸出管理の強化に至ったもの。

なお、「通知」の実施に伴い、本年 7 月迄に全国で 700 社余りの自動車輸出経営企業が撤退するものと見られている。

3. 貿易・投資

●2006 年技術導入契約額 史上最高の 220 億米ドル

商務部が 9 日発表した統計によると、2006 年の技術導入契約件数は 10,538 件、契約金額は前年比 15.6% 増の 220.2 億米ドルと史上最高を記録した。うちライセンス費用は契約総額の 32.7% を占める 72.8 億米ドル、技術コンサルタント、技術サービス費用が同 23.5% の 51.8 億米ドル。

導入先を地域別に見ると、最多は EU で契約件数 2,597 件、契約金額 86.6 億米ドル。次いで、日本の 52.4 億米ドル、米国の 42.3 億米ドルとなった。

分野別では、電子通信設備製造業が契約件数 1,559 件、契約金額 41.5 億米ドル(前年比 97% 増)で件数、金額ともにトップ。次いで鉄道運輸業が契約金額 39.8 億米ドル(同 37.6% 増)、交通運輸設備製造業 25.1 億米ドル(同 40.6% 増)となっている。

●労働雇用届出制度 導入

労働社会保障部は雇用者に労働者採用の届出を義務付ける通知を発表した。施行は 1 月 1 日。同部が昨年制定した労働契約締結率 90% 以上を目標とする労働契約推進計画の一環。

国内の全ての雇用者は今年から、法に基き労働者を雇用する場合、登録地の県レベル以上の労働社会保障機関に採用の届出を行わなければならない。新規採用、継続雇用の場合は契約締結・更新の日から 30 日以内、雇用関係終了の場合は契約終了・解除の日から 7 日以内に届け出ることとしている。

「通知」は労働契約が結ばれていることを前提としている為、届出義務は労働契約の締結を促すことになる。なお、2008 年末迄には同制度に基く雇用情報のデータベース化も構築する予定。

4. 金融・為替

●香港における人民元建て金融債発行にゴーサイン

中国人民銀行は 10 日、国务院の承認を得て、国内金融機関による香港での人民元建て金融債券発行を許可することを発表した。現在、管理暫定弁法を策定中。

対象は政策性銀行、商業銀行等の信用格付けの高い中国の金融機関に限定。今回の措置は、香港における人民元業務の範囲拡大、香港における個人、企業が保有する人民元の国内還流、国内と香港との経済交流の促進、香港の国際金融センターとしての地位強化を期待するものという。

EXPERT VIEW

労働契約法（草案）の概要と日系企業への影響（1）

昨年12月14日（木）に弊行が毎月一回行っている、「BTMU 中国経営支援セミナー」が東京で開催された。今回のテーマは、「労働契約法（草案）の概要と日系企業への影響」についてで、露木・赤澤法律事務所の赤澤弁護士より、1. 労働契約法の立法経緯等、2. 労働契約法草案における留意点に関し、講演が行われた。中国に進出している日系企業の最大の経営課題の一つは、「人事・労務管理」であることから、多数の参加者が予想されたが、約200人と通常より少なめだったので意外感があった。草案は、未だ正式な法律ではないので、「まだ準備は不要」と思われる方が多かったのかと思うが、争点は多数あり、労働者保護の理念が色濃く反映されているので、今後現法経営に多大な影響がでてくると思われる。現法に派遣された経営陣だけでは対応が不十分なケースが予想され、本社の人事部・国際部門のサポートが必要と思われる内容が多いので、2回に分けセミナーの概要と争点をまとめてみたい。

1. 労働契約法の立法経緯等

全国人民代表大会常務委員会弁公庁が2006年3月20日に「中華人民共和国労働契約法（草案）」（以下「草案」という）を公表。2006年4月20日までの1ヶ月間社会からの意見聴取を実施。近く「労働法」と同一レベルの法規範である、新規範としての「労働契約法」が公布される予定。外商投資企業を含む、中国の全ての企業、個人経済組織、民間非企業単位等の雇用主体に適用される。

2. 労働契約法草案における留意点

（1）労働契約法の適用対象

第2条 中華人民共和国国内の企業、個人経済組織又は民営非企業単位（以下「雇用単位」という。）と労働者とが労働関係を確立し、労働契約を締結し、履行することに、この法律を適用する。

第3条 この法律において労働関係とは、雇用単位が労働者を募集・採用してその構成員とし、労働者が雇用単位の管理の下において報酬のある労働を提供し、これにより権利義務を生ずる関係をいう。

<争点>

- ① 臨時工及びアルバイトは、労働契約法が適用されるか？
- ② 出向労働者については、出向元・出向先とのいずれの間で労働関係が生ずるか？

（2）労働規則制度

第5条 雇用単位は、法により労働安全衛生、労働規律、労働者訓練、休憩・休暇及び労働定型管理等の面の規則制度を確立し、及び完全化し、労働者の享有する労働権利を保障し、労働義務を履行しなければならない。

2. 雇用単位の規則制度が労働者の切実な利益に直接かわる場合には、労働組合、労働者大会又は労働者代表大会の討論を経て採択し、又は平等協議を通じて定めなければならない。

<争点>

- ① 労働規則制度の制定は、法的義務なのか？
- ② 労働者の切実な利益に直接関わる場合」とは、どのような場合なのか？労働組合、労働者大会との「平等協議」を義務化し、労働者の承諾を事実上の条件とするのは、加重的な規制では？

(3) 労働契約制度の監督管理及び労働組合の関与

第7条 労働組合組織は、労働者が雇用単位と法により労働契約を締結し、及び履行することを助け、指導し、労働者の適法な権益を維持・保護しなければならない。

2. 労働組合組織又は労働者代表は、雇用単位と平等協議を通じて、労働報酬、就業時間、休憩・休暇、労働安全衛生及び保険福利等の事項について集団契約を締結する権利を有する。

第49条 いかなる組織又は個人も、この法律に違反する行為に対して告発する権利を有し、県レベル以上の人民政府の労働保障主管部門は、遅滞なく審査し、処理し、かつ、告発に功績があった者に奨励を与えなければならない。

第51条 この法律により労働組合、労働者大会又は労働者代表大会の討論を経て採択し、又は平等協議を経て定めなければならない事項については、雇用単位が一方的になした定めは無効とし、当該事項は労働組合、労働者大会又は労働者代表大会が提出した相応する案に従い執行する。

2. 雇用単位が制定する規則制度が法律若しくは行政法規に違反し、又は集団契約により定めるべき事項について集団契約が締結されておらず、これにより労働者に対して損害をもたらした場合には、雇用単位は、賠償責任を負わなければならない。

<争点>

- ① 平等協議（集団協議）に応ずることは、会社の義務になるのか？損害賠償による強制？
- ② 告発に功績があった者に対する「奨励」とは、何か？内部告発者に対する不利益扱いの制限を受けるのか？
- ③ 例えば、労働報酬、就業時間、休憩・休暇、労働安全衛生及び保険福利等の事項は、集団契約が定めない限り、会社の就業規則等で規定しても、労働組合、労働者大会又は労働者代表大会の討論を経て採択しないと効力がないのか？

(4) 労働契約の締結

第9条 労働契約は書面により締結しなければならない。

2. 労働契約の期間は、固定期間がある、固定期間がない、及び一定の業務を完成を期間とする3種に区分される。

3. 既に労働関係があるものの、雇用単位が労働者と書面により労働契約を締結していない場合には、労働者がその他の意思表示を有する場合を除き、雇用単位が労働者と固定期間がない労働契約を締結したものとみなし、かつ、遅滞なく書面による労働契約の締結手続を補充して処理しなければならない

4. 雇用単位及び労働者が労働関係が存在するか否かについて異なる理解を有する場合には、これに反する証明がある場合を除き、労働者に有利となる理解を基準とする。

第10条 6. 雇用単位と労働者とが労働契約の内容について理解が一致しない場合には、通常理解をもって解釈し、2種以上の解釈がある場合には、労働者に最も有利な解釈を採用しなければならない。

第14条 雇用単位は、労働者を募集・採用するに際し、労働者に担保の名義で労働者から財物を収得してはならず、労働者の本人を確認する証明証又はその他の証書を強制的に預かってはならない。

第60条 雇用単位がその他の雇用単位と締結した労働契約を終了し、又は解除してい

ない労働者を募集・採用した場合において、元の雇用単位に対して損害をもたらしたときは、法により賠償責任を負う。

<争点>

- ① 労働契約を締結していない労働者は、無条件に固定期間がない労働契約の関係とみなされるのか？
- ② この場合の、固定期間がない労働契約の終了・解除事由はどのように考える出来なのか？合意できない以上、法廷の終了・解除事由のみとなるのか？
- ③ 労働者に最も有利な解釈を採用することに対しては、どう対処すれば良いのか？
- ④ 所謂、「身元保証書」の取得は違法か？
- ⑤ 中途採用時の、元の雇用単位との労働契約の終了・解除の確認方法は？

(5) 労働契約の内容

第 11 条 労働契約文書には、次に掲げる事項を明記しなければならない

- (1) 雇用単位の名称、住所及び法定代表者
- (2) 労働者の氏名及び本人を確認する証明証番号
- (3) 労働契約期間又は終了条件
- (4) 業務内容及び業務場所
- (5) 勤務時間及び休憩・休暇
- (6) 労働報酬
- (7) 法律又は行政法規が労働契約に挿入しなければならないと定めるその他の事項

<争点>

- ① 労働契約の必要的記載事項を規定しない場合には、労働契約は、無効となるのか？

(6) 試用期間

第 13 条 労働契約期間が 3 か月以上である場合には、試用期間を約定することができる。試用期間は、労働契約期間に含む。

2. 非技術性業務職種の試用期間は 1 か月を超えてはならない。技術性業務職種の試用期間は 2 か月を超えてはならない。高級専門技術業務職種の試用期間は 6 か月を超えてはならない。

3. 同一の雇用単位は、同一の労働者と一回のみの試用期間を約定することができる。

<争点>

- ① 技術性業務職種とは何か？会社が職種を区分していいのか？
- ② 各地方性法規との相違をどのように考えるべきか？（安徽省では 6 か月以上ではじめて試用期間を約定することができるとしている等）
- ③ 試用期中の賃金標準に規範があるのか？

(中国業務支援室 赤坂 恵司)

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.01.08	7.8115	7.8100~7.8195	7.8170	0.0123	6.6070	0.0720	1.00250	0.0004	10.1710	-0.0437	1.4000	2847.60	69.14
2007.01.09	7.8085	7.8045~7.8093	7.8050	-0.0120	6.5599	-0.0471	1.00138	-0.0011	10.1818	0.0108	1.4200	2953.92	106.32
2007.01.10	7.8075	7.8065~7.8091	7.8071	0.0021	6.5505	-0.0094	1.00129	-0.0001	10.1410	-0.0408	1.4000	2972.32	18.40
2007.01.11	7.7977	7.7930~7.7988	7.7949	-0.0122	6.4916	-0.0589	0.99961	-0.0017	10.0970	-0.0440	1.4020	2912.01	-60.31
2007.01.12	7.7995	7.7970~7.8017	7.7984	0.0035	6.4694	-0.0222	0.99990	0.0003	10.0585	-0.0385	1.3900	2803.06	-108.95

トピックス

【7日】

- 周小川 中銀総裁は、人民元の柔軟性は貿易黒字の伸びに伴って拡大するが、元の上昇ペースは市場の状況次第なとの見解を示した。

【8日】

- 周小川 中銀総裁は8日、同国は過剰流動性の問題を懸念しており、問題解決に向けた一連の適切な措置を検討しているとの見解を示した。

【10日】

- 国家統計局は、2006年第4四半期の企業信頼感指数が135.3となったと発表した(第3四半期:132.6)。
- 新華社通信は、税関の数字を引用し、2006年の中国の貿易黒字が1774億7000万米ドルとなり、2005年の1020億米ドルから増加したと報じた。
- 香港特別行政府が明らかにしたところによると、中国は国内の金融機関に対し、香港で人民元建て債券の発行を認めることに合意した。
- 周小川 中銀総裁は、「経済指標とインフレ率を注視している。現時点で現行金利を変更するかは不確定。今後の経済指標動向をみる」と述べた。
- 米議会の上下両院合同経済委員会は10日、米貿易赤字の拡大が懸念されることを理由に、ポールソン長官ら財務省幹部に公聴会出席を求めた上で中国への対応強化を要求する方針を明らかにした。

【11日】

- 12月の輸出は前年同月比+24.8%となり、輸入は前年同月比+13.5%となった。貿易黒字は210億米ドルだった。
- 呉曉靈 中銀副総裁は、短期金融市場オペについて、流動性の水準をコントロールすることと、中国と海外の金利差を維持することが目的であるとの見解を示し、中銀のオペはマクロ経済情勢に基づいて決定されるわけではないとした上で、過剰流動性の吸収にあたり債券を発行するか銀行の預金準備率を引き上げるかは、その時の短期市場金利を踏まえて決定を下すとの見解を示した。
- 国家発展改革委員会マクロ経済研究院は、2007年の小売売上高の伸びは減速すると予想され、政府は消費刺激策として財政支出の増加を余儀なくされる可能性があるとした。
- 中銀は、国内債券市場の活発化を目指し、マーケットメーカー制度を強化する新たな措置を発表した。
- 成思危 全人代常務委員会副委員長は、外貨準備の多様化で、ユーロ債を採用するかどうかを現在検討中であるとの見解を示した。また、為替管理を緩める時期は定められていないが、人民元の完全交換性の実現が依然として最終的な目標であるとの見解を示した。

【12日】

- 馬凱 国家発展改革委員会(NDRG)主任は、2006年のGDP伸び率は前年比+10.5%になったとし、経済成長ペースは依然として速すぎるとの見解を示した。過剰生産能力問題については政策が成功を収めているものの、信用と投資を抑制するための土台は十分に磐石であるとは言えないとした上で、国際収支の不均衡は拡大していると指摘した。

RMB レビュー&アウトルック

- 今年に入り節目となる7.80レベルを前にやや動意を欠いていた人民元は、11日に為替制度変更後初めて7.8を越えて上昇、高値となる7.7930を付けた。これまで人民元の対ドル相場は徐々に香港ドルの対ドル相場に近づいていたが遂に香港ドル相場を超過し、週末も両通貨はほぼ1:1のレベルで越えている。国家発展研究センターは2007年も引続き10%超の成長を続けるとの見通しを示し、貿易黒字を背景に過剰流動性問題が続くとして、人民元の柔軟性拡大と海外資産への投資拡大を提言した。人民元は引続き上昇を続けると見られるが節目となる水準を越えた事でペースが速まる可能性もあろう。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権法により保護されています。